下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成23年12月16日から６月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

税理士　堀　　和行　昭和40年４月３日生
税理士名簿登録番号　第106897号
税理士事務所　広島県広島市西区観音本町１丁目４番10号岩田ビル201号
住所　広島県広島市東区戸坂千足一丁目21番20―409号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成23年12月12日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

税理士　佐藤　泰治　昭和22年１月12日生
税理士名簿登録番号　第38166号
税理士事務所　徳島県徳島市仲之町３丁目27番地　エムエフビル２Ｆ
住所　徳島県徳島市上八万町中山６番地の43

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成23年12月14日から５月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

税理士　永田　知公　昭和18年１月22日生
税理士名簿登録番号　第76921号
税理士事務所　長崎県諫早市栄田町７番１号
住所　長崎県長崎市住吉町20番46号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成23年12月12日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年12月22日

財務大臣　安住　　淳

記

税理士　木山　雅人　昭和25年８月25日生
税理士名簿登録番号　第87229号
税理士事務所　鹿児島県鹿児島市郡元１丁目20番13号
住所　鹿児島県鹿児島市郡元１丁目20番13号

基本測量関係事項公告

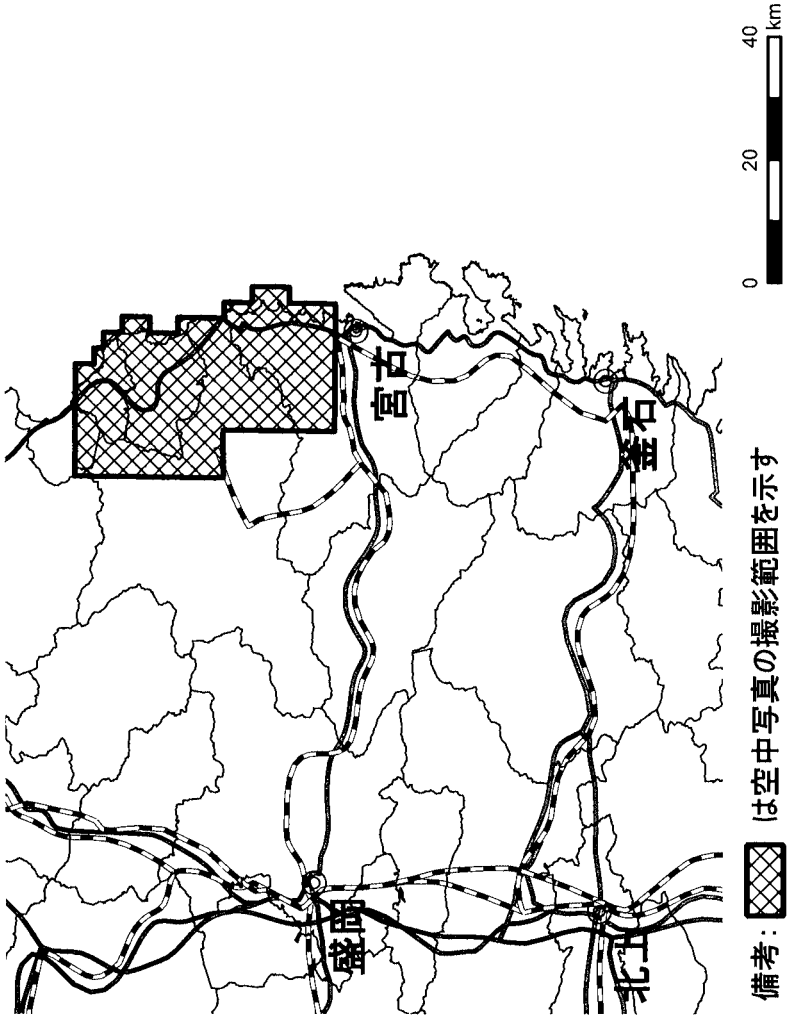
基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年12月22日

国土交通大臣　前田　武志

種　類	地上画素寸法	実施時期	区域 整理番号	区域 地区(地方)	撮　影	摘　要
数値空中写真	16cm相当	平成23年	ＣＴＯ―2011―３	宮古北地区	デジタル	741㎢
〃	40cm相当	〃	ＣＫＫ―2011―３Ｘ	台風12号による大雨に関する災害地区	〃	500枚
〃	20cm相当	〃	ＣＫＫ―2011―８	台風12号による大雨に関する災害２地区	〃	35枚
〃	〃	〃	ＣＣＢ―2011―３	台風12号による大雨に関する災害３地区	〃	４枚

宮古北地区



備考：　は空中写真の撮影範囲を示す